

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日を次のとおり定める。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(4) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月6日まで</p> <p>(5) 春期休業日 3月25日から4月5日まで</p> <p>(6) 学校創立記念日</p> <p>(7) その他の休業日 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は教育上必要がある日で年間を通じ5日以内</p> <p>2 前項第7号の休業を実施するときは、校長は、様式第1号により<u>生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>附 則 抄</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日を次のとおり定める。<u>ただし、校長が教育上必要があると認める場合において、あらかじめ生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(4) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月6日まで</p> <p>(5) 春期休業日 3月25日から4月5日まで</p> <p>(6) 学校創立記念日</p> <p>(7) その他の休業日 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は教育上必要がある日で年間を通じ5日以内</p> <p>2 前項第7号の休業を実施するときは、校長は、様式第1号により<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(令和2年度の特例)</p> <p>2 <u>令和2年度に限り、第2条の規定の適用については同条中「8月24日」とあるのは「8月16日」と、「8月25日」とあるのは「8月17日」とし、第3条第1項第3号の規定の適用については同号中「7月21日から8月24日まで」とあるのは「8月1日から同月16日まで」とする。</u></p>